

P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドラインの改正について

現 行	改 正 案
<p data-bbox="297 384 994 416">P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン</p> <p data-bbox="185 480 1104 898">本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示したものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p data-bbox="230 914 367 946">（以下、略）</p> <p data-bbox="185 1010 636 1042">一 リスクの分担等の基本的留意点</p> <p data-bbox="185 1106 219 1137">略</p> <p data-bbox="185 1249 943 1281">二 リスク分担の検討に当たってのリスク要素と留意事項等</p> <p data-bbox="185 1345 331 1377">1～5 略</p>	<p data-bbox="1238 384 1935 416">P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン</p> <p data-bbox="1126 480 2045 898">本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示したものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p data-bbox="1171 914 1308 946">（以下、略）</p> <p data-bbox="1126 1010 1576 1042">一 リスクの分担等の基本的留意点</p> <p data-bbox="1126 1106 1160 1137">略</p> <p data-bbox="1126 1249 1883 1281">二 リスク分担の検討に当たってのリスク要素と留意事項等</p> <p data-bbox="1126 1345 1272 1377">1～5 略</p>

6 各段階に共通に関連するリスク

(1) 不可抗力

略

(参考)

① 天災等については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 1 号で「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と規定され、同法施行令第 1 条において政令で定める原因として「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」が規定されている。また通常の公共工事に用いられる工事請負契約書には、天災等は「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象」とされている例がある。また通常を超える長期降雨又は長期降雪、雪崩、埋蔵文化財の発見、予見できない軟弱地盤、有毒ガスの噴出なども併せ検討しておくことも有益と考えられる。

②～④ 略

(2)～(4) 略

三 その他の留意事項

略

6 各段階に共通に関連するリスク

(1) 不可抗力

略

(参考)

① 天災等については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 1 号で「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と規定され、同法施行令第 1 条において政令で定める原因として「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」が規定されている。また通常の公共工事に用いられる工事請負契約書には、天災等は「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象」とされている例がある。また通常を超える長期降雨又は長期降雪、雪崩、埋蔵文化財の発見、予見できない軟弱地盤、有毒ガスの噴出なども併せ検討しておくことも有益と考えられる。

②～④ 略

(2)～(4) 略

三 その他の留意事項

略

附 則

本ガイドラインは、平成 25 年 9 月 日から施行する。